

「地域商業環境づくり支援事業」運営業務委託 公募型企画プロポーザル募集要領

令和 7 年 3 月 2 1 日 福島県

この要領は「地域商業環境づくり支援事業」において、公募型企画プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により運営業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。プロポーザル参加者は、この募集要領のほか、「地域商業環境づくり支援事業」実施要領を熟知の上、プロポーザルに参加するものとする。

1 事業名

地域商業環境づくり支援事業

2 事業概要

商店街等のにぎわいづくりや、販路拡大・顧客獲得のための取組やD Xの活用など、まちなかや地域商業の課題解決のための取組について市町村を通じて補助する。また、補助期間終了後も持続的な取組となるよう、専門家による事業分析等により事業実施主体を伴走支援し、取組をモデル事例として展開を図る。

3 委託する業務の仕様

資料 2 「令和 7 年度地域商業環境づくり支援事業」運営業務委託仕様書のとおり

4 見積限度額

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 プロポーザル参加資格

プロポーザル参加に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 実施スケジュール

資料2「地域商業環境づくり支援事業」運營業務委託仕様書に記載の想定年間スケジュールのとおり。

7 プロポーザル参加に係る手続に関する事項

(1) プロポーザル参加に係る書類の交付

プロポーザルに参加を希望する者は、次の福島県公式ホームページから取得するものとする。

なお、以下に示すプロポーザル担当課での窓口又は郵送等での交付は行わない。

<URL>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/chiiki-syougyou-2024.html>

<書類取得期限>

令和7年4月3日(木)午後5時

(2) プロポーザル参加届出書の提出(必須)

プロポーザル参加者は、「様式1-1 プロポーザル参加届出書」を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和7年4月3日(木)午後5時(必着)

イ 提出方法

以下に示すプロポーザル担当課に持参又は郵送で提出すること。

<プロポーザル担当課>

福島県商工労働部商業まちづくり課

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎12階)

電話番号 024-521-7299(直通)

FAX 024-521-8886

E-mail shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

(ア) 持参する場合は、提出期限までの平日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ 参加資格審査

県は提出された参加届出書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、速やかに結果を通知する。

エ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加届出書を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続に参加できないものとする。

(3) 質問書の受付

実施要領等に関し疑義がある場合は、「様式1-2 実施要領等に関する質問書」を次のとおり提出するものとする。

- ア 受付期間
本日より令和 7 年 4 月 3 日（木）午後 5 時（必着）
- イ 提出方法
原則として電子メールによりプロポーザル担当課に送付すること。
- ウ 回答方法
受け付けた質問の要旨とその回答について、原則として電子メールにより、プロポーザル参加届出書提出者全員に随時回答する。
- エ 回答期日
令和 7 年 4 月 4 日（金）午後 5 時までに回答を行う。
- （4）プロポーザル提案書等の提出（必須）
プロポーザル参加者は、「資料 3 業務委託公募型企画プロポーザル提案書作成要領」で定める書類を次のとおり提出するものとする。
 - ア 提出期限
令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時（必着）
 - イ 提出方法
プロポーザル担当課に持参又は郵送で提出すること。
 - （ア）持参する場合は、提出期限までの平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - （イ）郵送する場合は、封筒に「プロポーザル提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県商業まちづくり課宛て親展）により、提出期限までに到達するように送付すること。
 - ウ 提出部数
6 部（原本 1 部、複製 5 部）
 - エ 留意事項
 - （ア）CD-ROM 等電子媒体による提出は認めない。
 - （イ）プロポーザル提案書等はプロポーザル参加届出書提出者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。
- （5）提案の無効
次のいずれかに該当するプロポーザルの提案は、これを無効とする。
 - ア 5 の参加資格を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
 - イ プロポーザル参加届出書を提出しなかった者又はプロポーザル参加届出書に虚偽の記載を行った者による提案
 - ウ 4 に示す委託契約額の上限額を超える提案
 - エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
 - オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - カ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

8 委託候補者の審査方法、評価基準

- （1）審査方法
提出された提案書については、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が以下により審査を実施する。
 - ア 事前審査

企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーション審査の対象者を選定する。

イ プレゼンテーション

企画提案書のプレゼンテーションを受け、最優秀提案者及び次点者を選定する。

(2) プレゼンテーションの期日等（予定）

日時 令和7年4月11日（金）午後

会場 福島県庁西庁舎12階 商工総務課分室

所要時間 20分間の説明と10分間程度の質疑を実施予定

※時間及び場所詳細については、別途連絡する。

参加人数 1提案者当たり、提案者の団体に所属する者2名までとする。

(3) 委託候補者の決定

審査委員会は、プレゼンテーションの内容及び提案書の内容を総合的に勘案し、本業務に最も優れたプレゼンテーション参加者及び次点者を選定する。

県は、審査委員会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定する。

なお、見積額は審査項目ではないが、審査の結果、上位2社が同点時には低価格者に決定する。

(4) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価内容
1 事業管理体制	40	○本事業の理解度 ○提案者の知識・経験 ○業務実施体制 ○進捗管理方法及び事業成果の把握方法
2 活動内容に係る企画力	60	○提案の具体性・実現性 ○伴走支援計画の構成 ○取組意欲 ○その他事業効果が認められる提案内容

(5) 結果の通知

県は、事前審査及びプレゼンテーション審査後には、それぞれ参加者全員に対して、審査結果を、速やかに文書で通知するものとする。

9 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続き

プロポーザル参加届出書を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「様式1-3 プロポーザル参加辞退届」をプロポーザル担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

10 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出したプロポーザル提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

1 1 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自にプロポーザル提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対してプロポーザル提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 2 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。